

常小學修身書

卷三

T1A3

22

H55j

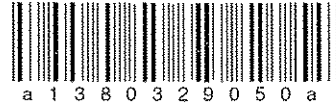
明治三十四年二月二十二日 文部省檢定
尋常小學校修身科兒童用

伯爵副島種臣 閣
伯爵東久世通禧 著

修尋常小學修身書

東京 國光社藏版

遼書 和書 圖



福岡教育大学蔵書

尋常小學修身書卷之三

東久世通禧 著

副島種臣 閣

第一 忠君

第一課

われらの安く、世をわたることを得るは、
天皇陛下のあつき御めぐみによりてな
り。されば、御恩のかたじけなきことを

思ひ、常には、家業をはげみて、世のためを
はかり、事ある時には、身命ををしまずし
て、國をまもり、ひたすら、臣民たる本分を
つくさんことを心がくべし。

第二課

楠正行は、正成の子なり。正成、湊川のた
たかひにかもむくみらにて、正行にをし
へけるよし、われ死なば、汝、われにかはり



て、君をまもりたてまつり、みかたのもの、
一人にても、生きのこりてあらば、再、い
きをおこして、ぞくをうち、君の御心をや
すめ奉れよ」といひて、かへしけり。

この時、正行、十一歳なりしが、よく父の教
をまもり、常の遊にも、ぞくをうつまねを
して、しばらくも、忠義を忘れず、成長の後、
しばし、大功を立てしが、つひに、河内國

の四條^{シヨースンテ}暇^マにて、うちじにせり。

第二 報本

第三課

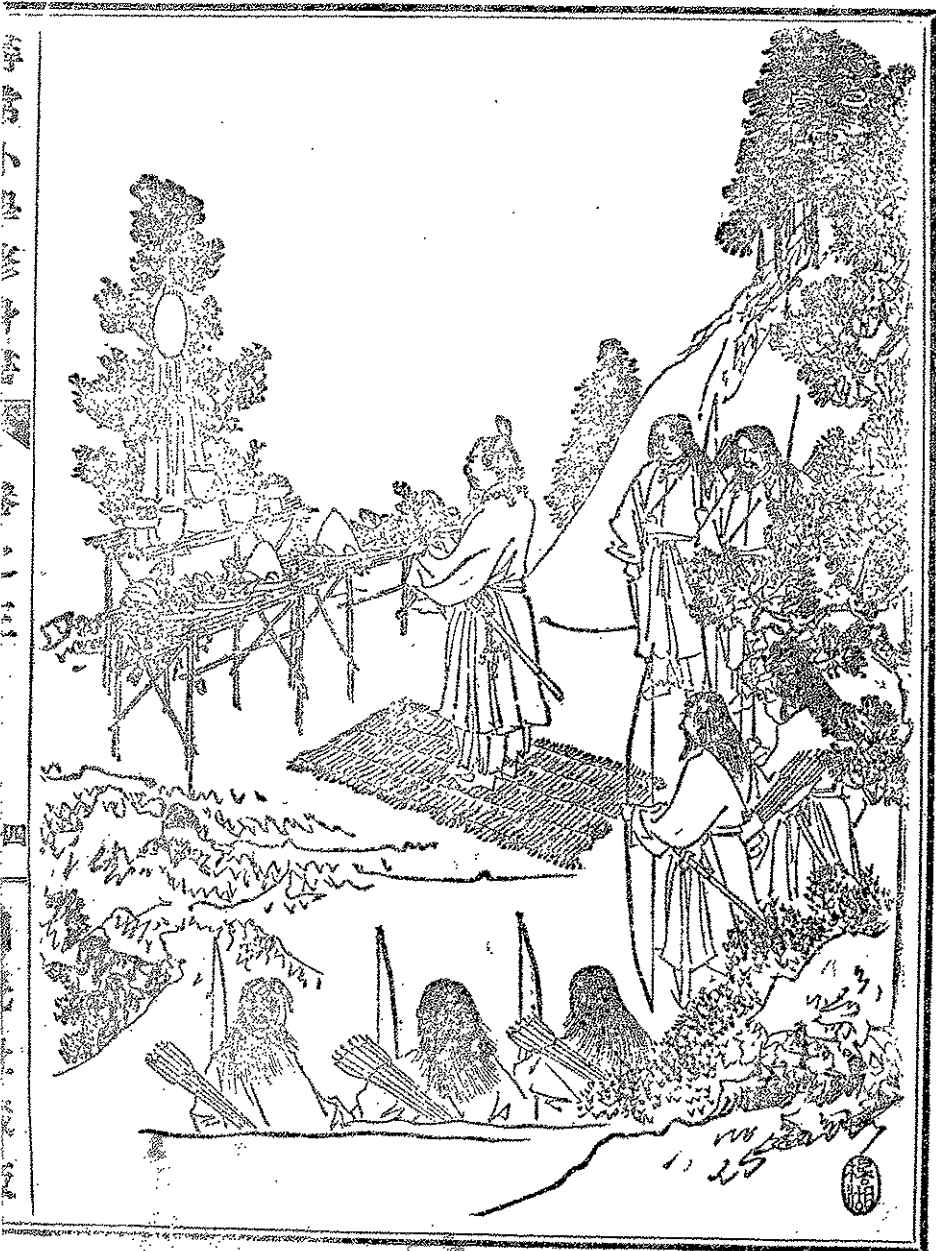
わが身は、父母よりいで、父母は、先祖より
いづ。神は、父母の先祖なれば、つねに、う
やまひたふとぶべし。國々所々の神社
は、

天皇陛下の御先祖、又は、われらの先祖を

まつりし所なれば、かりそめにもおろそかに思ふべからず。

第四課

神武天皇日向國にまししくしとき、中國に、あしきものおほくありて、民をくるしめたり。天皇、これらをうちほろぼしたまひて、大和の橿原といふところに宮をたて、そこをみやことしたまへり。



神武天皇日向國にまししくしとき、中國に、あしきものおほくありて、民をくるしめたり。天皇、これらをうちほろぼしたまひて、大和の橿原といふところに宮をたて、そこをみやことしたまへり。

そののち、詔したまひて、「朕は、あまつ神の子孫なり。いま、國中のあるものども、ことごとく、たひらぎたれば、先祖の神をまつりて、孝行をつくさん」とて、鳥見山トミミ、ヤマにて、御みづから、天神をまつりたまへり。

第三 孝行

第五課

わが身は、父母のからだなり。われ、ひと

りにて、たちあゆめばとて、決して、わが心のまゝにふるまふべからず。何ごとも、父母のおほせにしたがひて、かりそめにも、そむくことをなかれ。

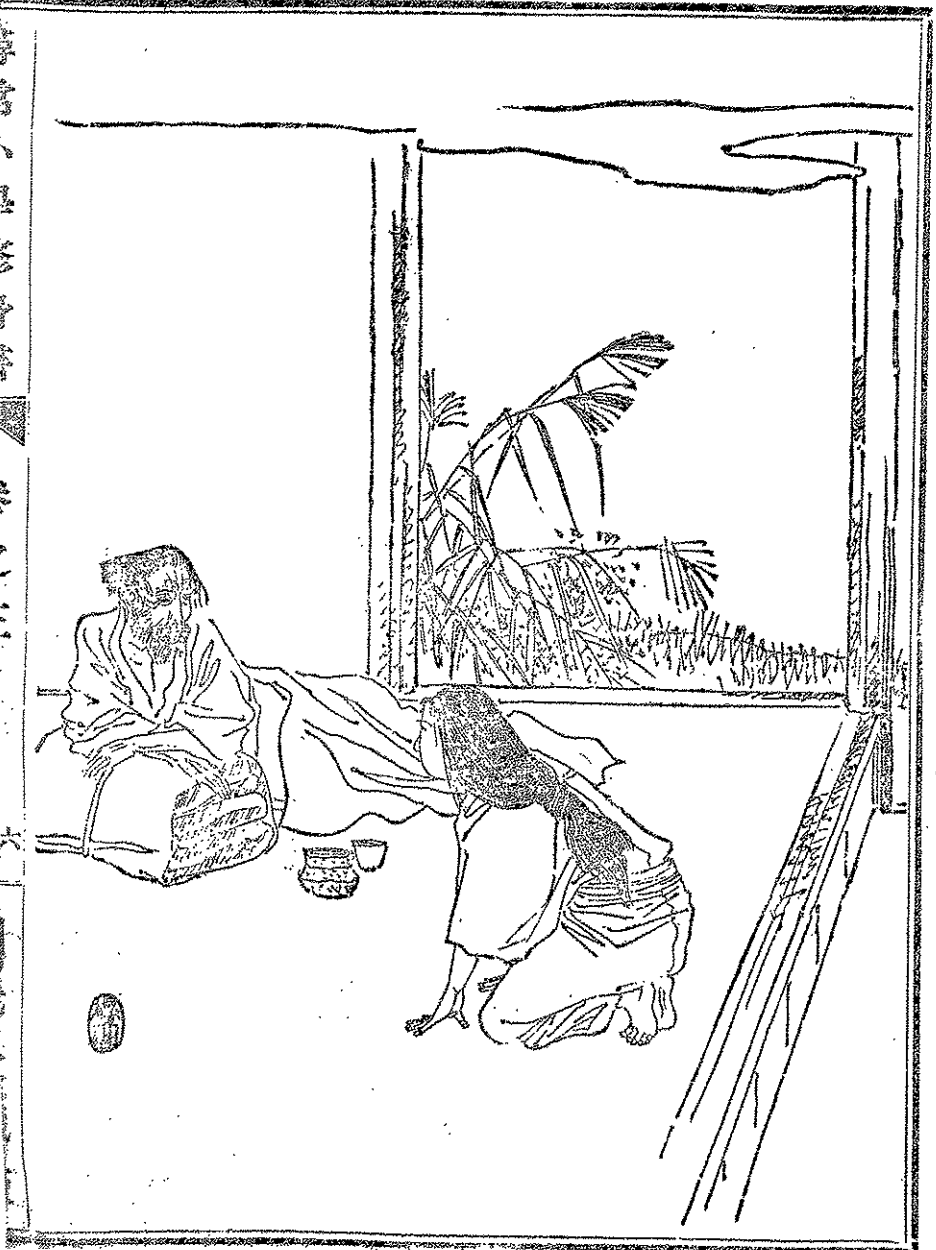
第六課

父母は、われらのために、たゞ、何事も、よかれとのみねがひて、あけくれ、苦勞したまへり。子たるもの、せめては、身をつつし

みよき人となりて、父母の心をやすむる
よしに、心がくべきなり。
人として、不孝なるは、人たる本心たえは
て、鳥獸にもおとりたりといふべし。

第七課

薩摩國に、福依賣といふ女ありしが、うま
れつき、いたりて、孝行なりき。家、甚貧し
きがうへに、父老いて、病にかゝりければ、



福依賣は、つねに人にやとはれて、わづかの賃錢をえ、これを以て、くすりの代とし、そのほか、いろいろの物を買ひすゝめなるとして、ねんごろに、いたはりつかひ、いかなる辛苦もいとふことなし。されば、そのかほかたちは、やせくるみて、見るものあはれに思はぬはなかりき。
また、母につかふるにも、おなじ心にて、す

こしもおこたることなし。そのうへ身のいやしきにも、父母につかふるさま、まことに、うやくしく、いさゝかも、禮儀には、づれたることなかりきとぞ。

第四 友愛

第八課

兄弟は、弟妹を愛し、弟妹は、兄弟を敬ひ、たがひに、しんせつにして、何事もたすけあ

ふべし。いさゝかのことに、うらみあらそふことあるは、人たる道をわきまへぬものにて、あさましきかぎりなり。

第九課

兄姉は、弟妹に、善からぬ事ありとも、しかりのゝしらずして、しづかに、さとしきかすべし。また、弟妹は、兄姉に、悪しき事ありとも、うらみいかることなく、ますく

やはらぎ従ふべし。

兄は、我より、先に生まれて、つひには、父にかはる人なれば、父母につぎて敬ふべし。

第十課

大阪オホサカに、お富トミと云ふ小女ありき。ある夜、三人の賊家に入りて、兄の仁三郎ニサンロウに、刀をさしつけて、金を出だせと云ひけり。此の時、お富は、わづかに、十歳なりしかども、



弟を、我が身の後にかくして、持ちたる錢
を取り出だし、『これにて、兄の命を助けた
まへ』と云ひければ、賊いかりて、刀のせに
て、お富をうちぬ。お富は、うたれながら、
刀の下に、我が身をよせて、『さらば、己をこ
ろし、兄を助けたまへ』といふ。其のあり
さま、まことに、あはれなりしかば、賊も、か
んしんして、立ちざりけり。後、この事、官

にきこえければ、お富はよび出だされて、あつく賞せられたり。

第五 敬長

第十一課

人には、年上なると、年下なるとあり。年上なるを、長者といひ、年下なるを、幼者といふ。

長者は、物事に、ためし多く、世のつとめを

すること久し。これを敬ふは、幼者の道なり。年少きものは、からだ弱く、物事になれざること多し。これを愛し助くるは、長者の道なり。

老を敬ふこと、父母の如くせよ。幼を愛すること、子弟の如くせよ。

第十二課

五作は、うまれつき、温順の人なり。つね



に、父母に孝行にして、よくそのいひつけ
を守るのみならず、叔父、叔母、そのほか、よ
その人にも、父母とおなじ年ごろの人
は、大切にしていさゝかも、おろそかにす
ることなかりき。また、人と争ふことを
きらひて、いかなる人にも、むつまじく交
はりたり。ある時、人にいふよ、「すべて、
争は、目上の人を、目上の人として大切に

せが、目下のものを、目下のものとして、あはれまざるよりおこるものなり。われ、この事を心がけてより、人と争ひたることをし」と。

第六 交友

第十三課

善き友をえらびて、親切に交はるべし。
悪しき友には、したしみ近づくべからず。



をうやまふこと、小兒のときにかはらず、
此の二人の死ぬるまで、年頭、歳暮の禮を
かくことなかりき。常にいひけるよ、
「あれは、此の二人の力によりて、學問進み
たり」と。

第七 慎言

第十六課

身を修むる道は、第一に、言葉をつゝしむ

にあり。言葉をつゝしまざるときは、過
多かるべし。故に、人は、言葉づかひに、心
を用ゐて、過をからんことを思ふべし。
舌三寸のさへづりに、五尺の身をはたす。

第十七課

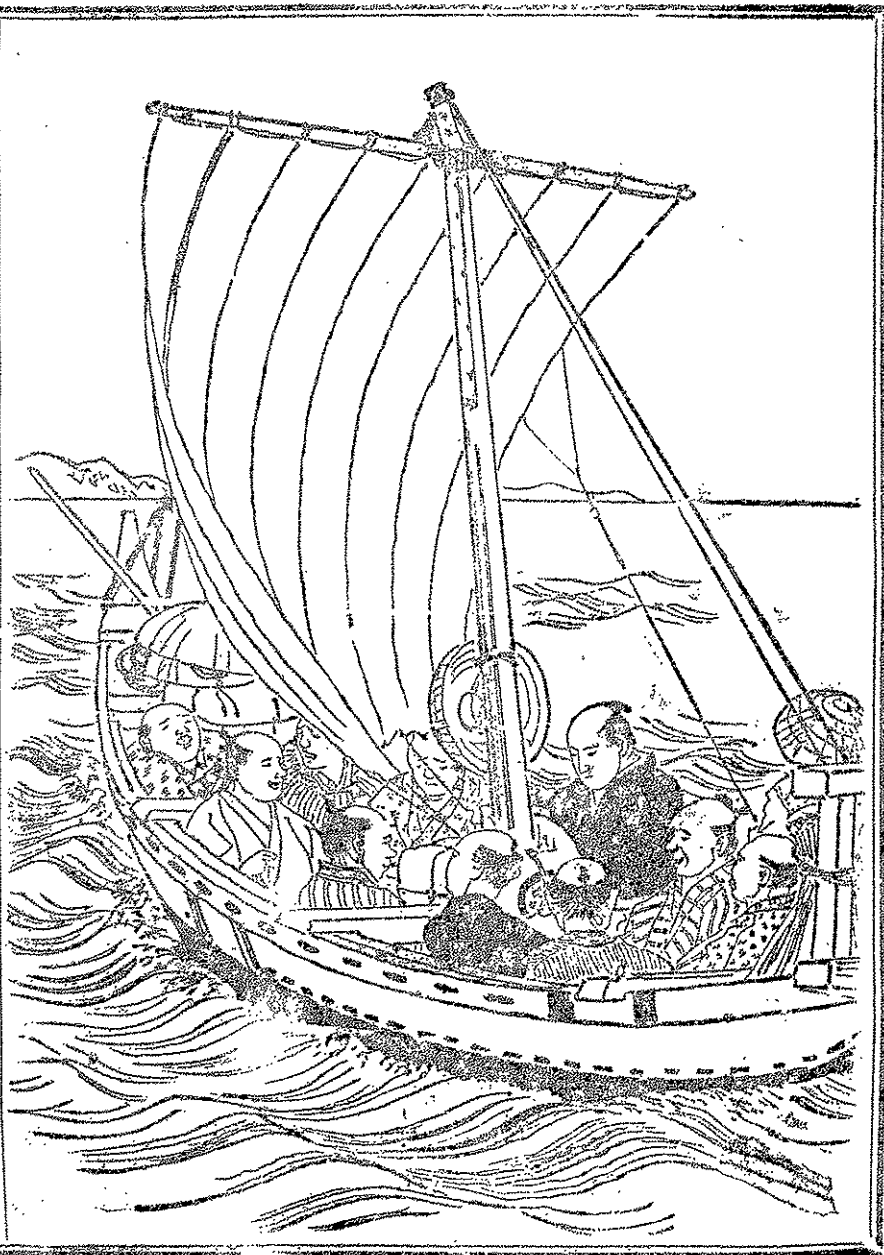
我が知りたる事も、問ふ人なくば、みだり
にいふことなかれ。あれより、好みて、知
りたる事をほこるは、善からぬことなり。

問ふ人ありとも、我が知らざる事は、か
らず、いふことをかれ。我が知らざる事
を、知りたるよゝにいひをすは、わざはひ
をまねく本なり。

口は、わざはひの門、舌は、わざはひの根。

第十八課

貝原益軒は、筑前カヒバラニヤケンの人にて、名高き學者な
りき。ある年、京都キョウトより、筑前に歸るとき、



船にのりて行きけるに、のりあひの人々、互に、名を知らざれども、いろくのはなしをしたり。

其の中に、一人の少年ありて、人々を見下し、物しりがほに、書物のこーしゃくをせり。益軒、其のかたはらにありて、少しも物いはず、つゝし、みきくこと、字を知らぬ人の如くなりき。やがて、船岸につきけ

れば、人々、互に、其の姓名を告げゝるに、少年は、じめて、益軒先生なることを知り、みづから、前の大言をはちて、つひに、其の名をも告げず、ひそかに、たち去りたり。

第八 正直

第十九課

見る人、聞く人なしとて、悪しき事をすべからず。

悪しき事をして、あしからぬことやあるべき。たましく、幸にして、わざはひをのぶるとも、何ぞ、たのむにたらん。

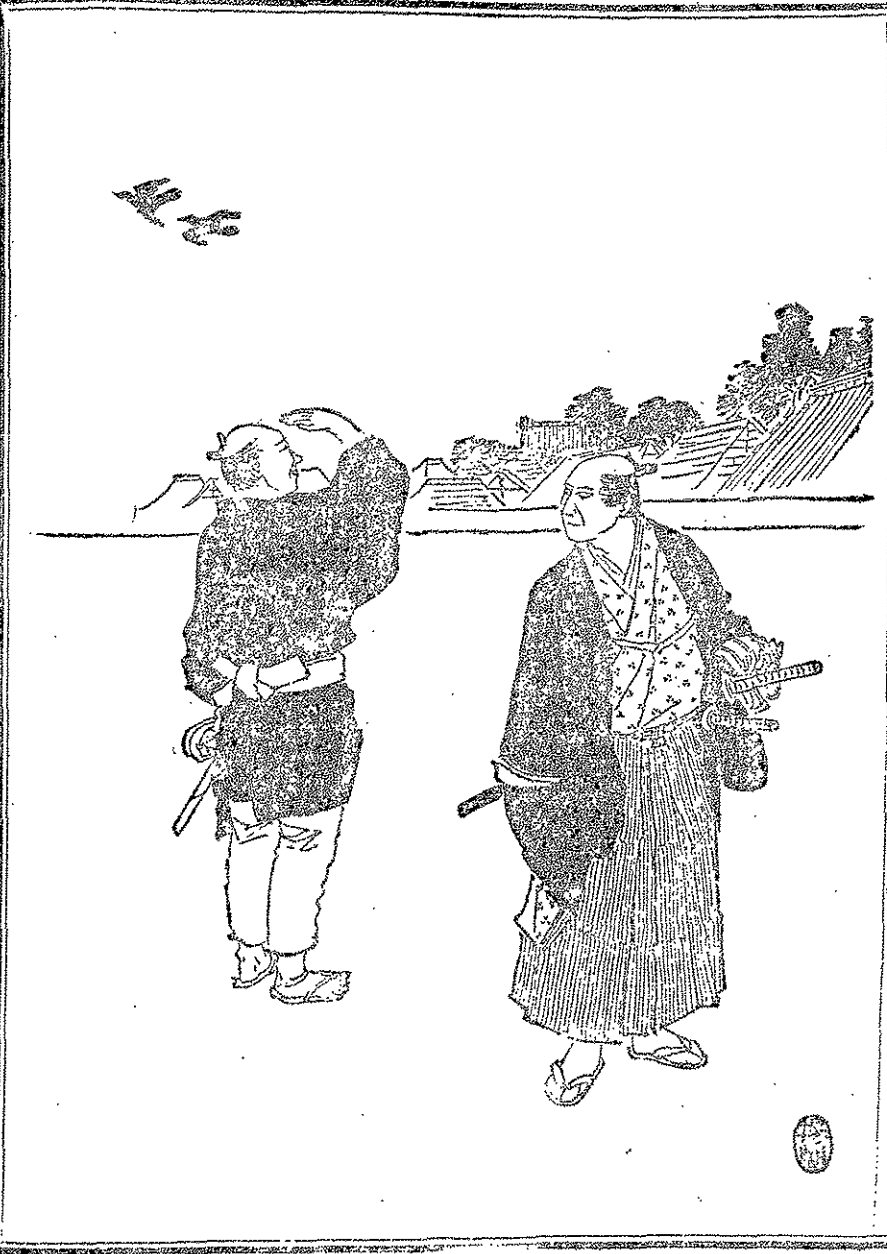
第二十課

過ちて、人の物をそこをひやぶらば、すみやかに、其の人のもとに行きて、己の罪を謝すべし。かならず、いつはりかくすことなかれ。

道にて、おちたる物をひるは、直に、其の持主にかへすべし。持主知られざるときは、父母に告げ、又は、警察署ケイサツショに届け出づべし。

第二十一課

むかし、伊藤東涯イトウトウガイといふ學者あり。ある日、小さきふくろの、道におちたるを見て、藥をらんと思ひ、拾ひて開き見しに、其の



内に、十兩あまりの金ありき。東涯おど
ろきて、おとし主の來るをまち、返しやら
んとて、其の處に立ちとゞまり、久しくま
ちたれども、おとし主來らずして、日ぐれ
になれり。せんかたなくて、家にかへり、
ふくろを、たなに上げおきしが、後に、伊勢イセ
の人いたのみて、大神宮オホミヤに奉納したり。

第九 忍耐

第二十二課

人には、忍耐ニンタイといふこと、甚、大切なり。忍耐とは、いかなるなんぢにあふとも耐へ忍びて、たゆむことなく勉むるをいふ。石の上にも、三年居ればあたくまる。

第二十三課

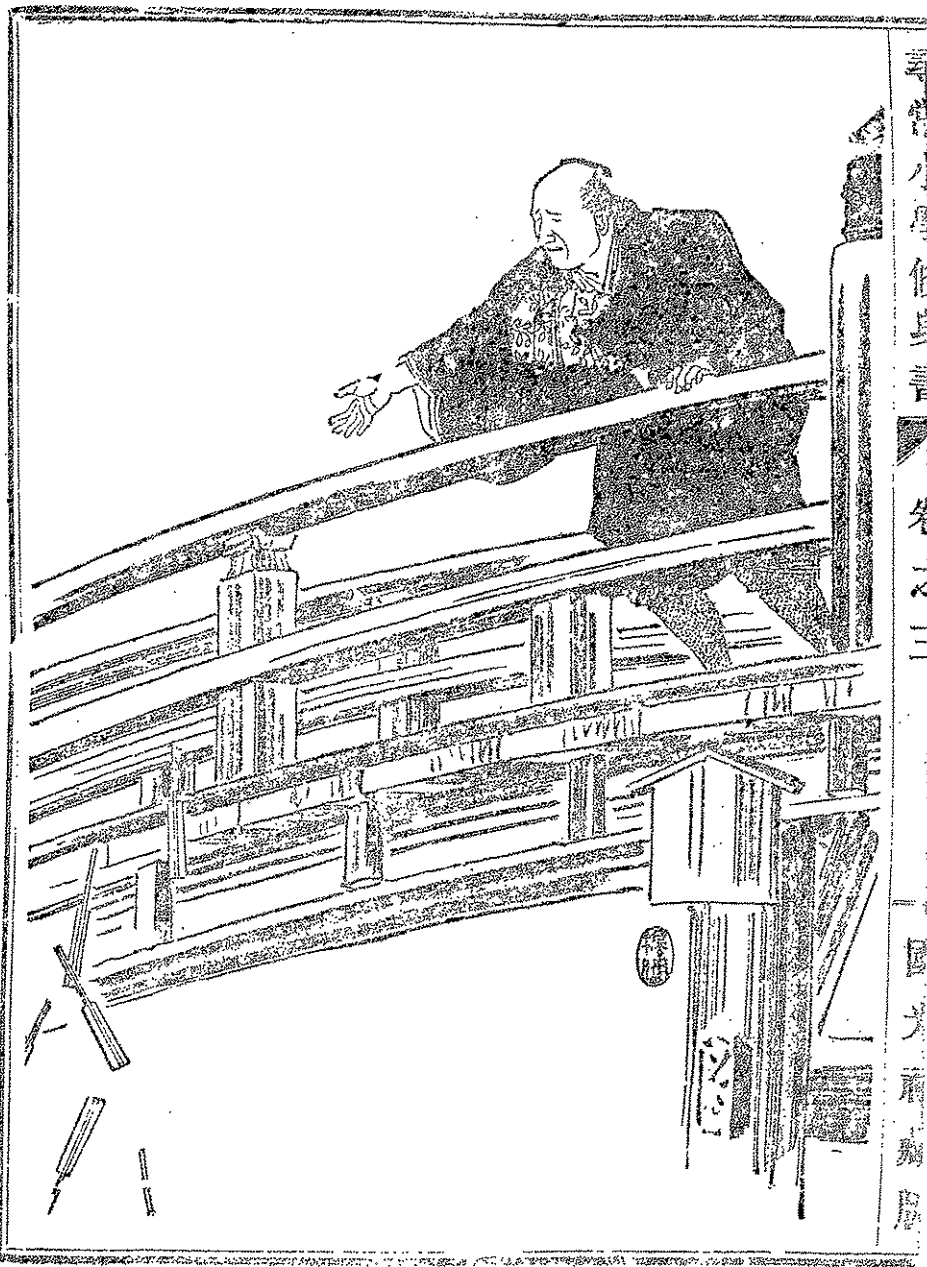
事をなすには、おほかた、なんぢの出で來るものなり。されども、之をさけんとして、はじめの志をかふることをなかれ。

幾たび失敗すとも、少しもたゆまず、ますます勉めておこたらざるときは、いかなる事にて成し得べし。

念力、岩をもとほす。

第二十四課

池無名イケムナは、京都の人にて、名高き畫工なり。はじめは、世にもきこえぬ人なりしが、た



ゆむことなく勉めはげみて、わざを仕上
げ、多くの扇に急がきて、これを、美濃、尾張
の國々にもちゆきけり。さるに、一人も、
買ふものなかりければ、大にこまりてか
へり、瀬田の橋にて、其の扇を、皆水中にを
げすてたり。忍耐の心をなき人ならんに
は、とく思ひ止まるべきに、無名は、猶も屈
せず、これ、我が力の足らざるならんとて、

いよくはげみしかば、後には、其の名、大にあらはれて、人々、みな、其の畫をたふとび、あらそひて、これを買ふに至れり。

第十 至誠

第二十五課

人に、最大切なるは、誠の心なり。心に、誠をなければ、そのする事、たとひ、よき行の如く見ゆとも、眞のよきにはあらざるなり。

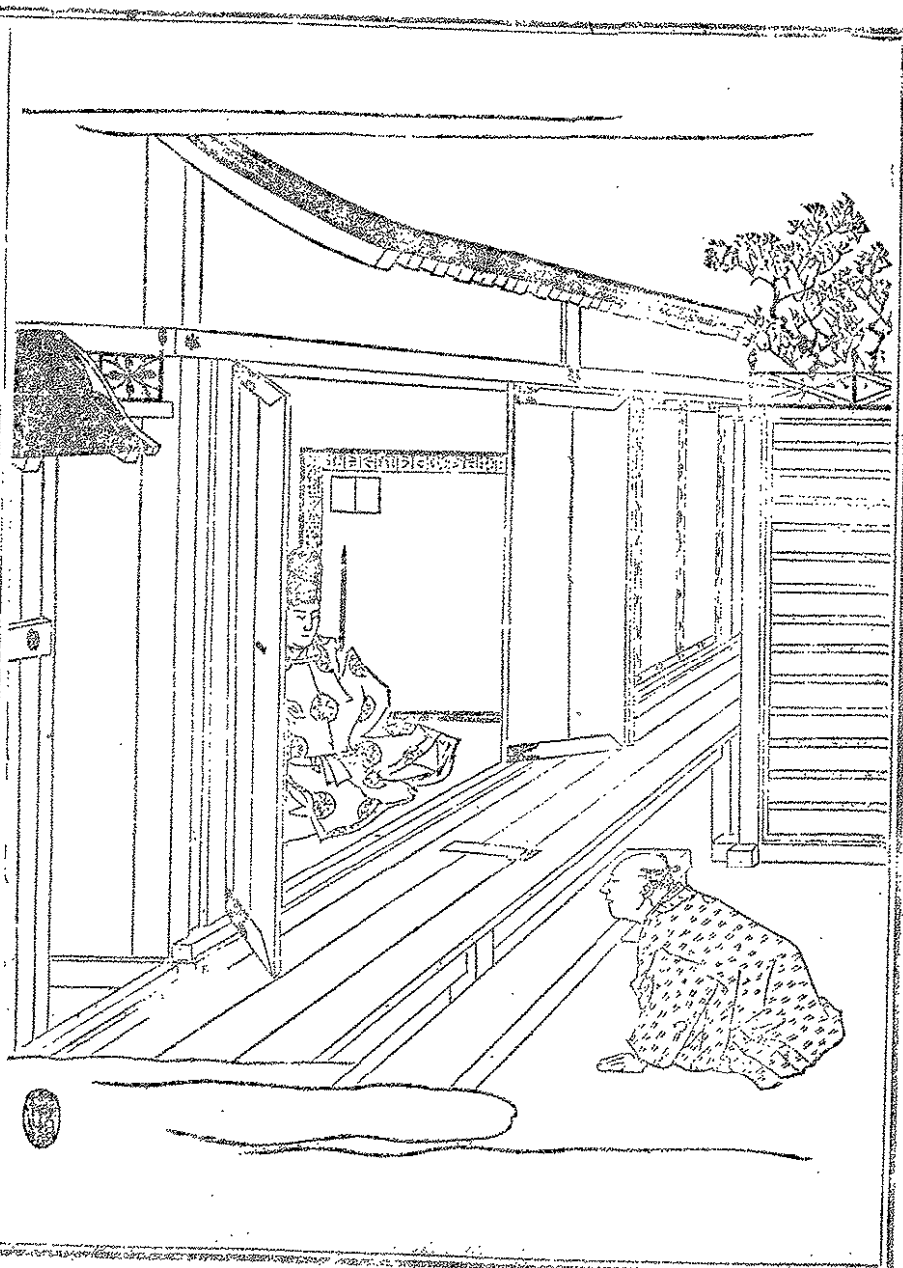
誠を本としてつとむるときは、何事にても、成らずといふことをなし。その成らざるは、誠のたらざるゆゑと思ふべし。よろづの事、誠を本とすべし。

第二十六課

後光明天皇の御代に、京都に、八兵衛といふものありて、御所に、うをを上ることを業とせり。天皇は、あはれみふかくまし

まして、常に、火葬をきらひ、これを止めんと志したまへり。さるに、その言ならずして、かくれさせたまひたり。御所の人人は、このたびも、まへのとおり、火葬にし奉ることゝさだめたり。

八兵衛、これをきゝて、ふかくかなしむ、御所にまゐりて申すよ、
「天皇の御意にしたがひて、火葬をやめたまへ。もし、や



めたまはずば、おのれ死ぬともかへらじ
と、なきさけびて、幾日もさらざりしかば、
御所の人々は、八兵衛が、君をおもふ誠
心のふかきに感じ、つひに、一たびとりき
めし火葬をやめたり。

第十一 儉約

第二十七課

いかなる物も、大切ににして、そまつにせざ

るを、儉約けんやくといふ。儉約をまもらざると
きは、富とみるたるものにて、つひには、其の
家をたもつことあたはざるに至る。

儉約とは、無益むえきのことには、少しのつひえ
をもはぶき、有益えきのことには、いさゝかも、
をしむことなきをいふ。たゞ、よくにの
みふけりて、有益えきのことにも、財ぜいをしむ
は、吝嗇りんしゃくといひて、甚こいやしむべきなり。

困窮は、儉約ならざるよりおこれり。

第二十八課

昔、土井利勝と云ふ大名ありき。あるとき、一尺ばかりの唐糸をひろひ、けらいの大野仁兵衛にわたして、「これをしまひおけ」といひければ、人々、皆、吝嗇なりとて笑ひしが、利勝は、すこしも、これをかへりみざりき。其の後、三年ばかりをへて、たま



たま利勝の刀のさげをほつれければ、にはかに仁兵衛をよびて、「先年あづけおきし糸をもちきたれ」といひけるに、仁兵衛直に、「こゝに候ふ」とて、腰のふくるより、其の糸をとりいだして、さしあげたり。利勝大に喜びて、手づから、さげをのはつれをむすび、家老をよびて、「あれ、大野仁兵衛が、正直にして、主人の命にそむかぬを、か

んしんに思ふなり。よりて、禄三百石を
ましあたへよ」といひつけたり。

第十二 戒借

第二十九課

人は、をさなき時より、物借るくせをつくべからず。このくせ、一たびつくときは、一生の禍となるべし。故に、いかなる物にても、なるべく、不自由を忍びて、借るこ

となかれ。ぜひなき用事ありて、人の書物、又は品物を借りたるときは、ていねいにとりあつかひて、けがしやぶるべからず。用事ををへなば、すみやかに返すべし。ながくとめおくべからず。

第三十課

をさなき時は、わけて、金錢のかしかりをすべからず。もし、ぜひなきことありて、

父母のゆるしを受け、人の金錢を借りたるときは、すみやかにかへすべし。借りてかへさざるは、はづべき事なり。

借の一字は、家をやぶるもとゝをなれば、不借の二字をまもるべし。

第三十一課

佐伯子剛といふ人、ある時、人より、わづかの金を借りたり。其の後、これをかへさ



んと思ひしに、其の人の居るところを知らざりしかば、出づるにも、入るにも、金をふところにして、人を見れば、かならず、貸主のありかを問ひぬ。かくして、つひに、其の人にあひて、これをかへしたり。
 三浦梅園ウラウラウメヱノといふ人、常にいひけるよ、「人に物を乞ふべからず。乞食の人にきはるゝは、物を乞へばなり」と。梅園は身

ををふるまで、人に物を乞はざりき。

第十三 納税

第三十二課

人は常に國のためにつくすべきつとめを忘るべからず。年々に租税を上に納むるは、國のためにつくす第一のつとめなり。

租税は我が國ををさむる費用にあてらるゝものなり。故に此の費用を納めざる時は、我等人民は、一日も安らかにくらすこと能はざるべし。

第三十三課

清吉は、陸奥國の農民にて、幼きときより心がけよき人なり。つねに農業をほげみて、租税を納むることを大切にこころえ、年貢米は、見事に仕上げて、人におくる



ることなく上納しけり。また人の年貢
 などを急るものあるときは、自ゆきてこ
 れをさとしけるにより、人々皆其の風を
 ならふに至りきとぞ。

第十四 護國

第三十四 謀

我が國の櫻花のうるはしきこと、世界に
 ならびなきが如く、我等の先祖は、心つよ

く、なさけふかく、正直にして、信義をまも
り、忠孝の道にあつきこと、他國に、たぐひ
をかりしをり。われ等も、ながく、この心
を失ふべからず。

第三十五課

我等の先祖は、みを、此のたふとき國にす
み、代々の、あつき御意をかうむりて、安く、
世をおくり、大切に、此の國をまもりて、一

度も、他國のはづかしめをうけたること
なし。されば、我等の世におよびても、力
をつくして、此の國をつよくし、君への忠
義と、先祖への孝行とを全うせざるべか
らず。

第三十六課

うるはしき、此の日本國は、我が 皇祖の
ひらきたまひ、われらが先祖や、父母のま

もりて、のこしかかれたる所なれば、かり
そめにも、この土地をまもることをわす
るゝが如きことありては、不孝、これより
大なるはなし。ゆゑに、陸軍、又は、海軍の
兵士となりて、此の國をまもるは、われら
の、かならずつとむべきことなり。

第三十七課

われら臣民の忠義の心にあつくして、ひ

たすらに、御國の榮をいのるは、たれも、又
な、おなじかるべきことなれども、兵士と
なりては、ことによく、軍隊のおきてをま
もり、わが軍人のほまれを、世界萬國にま
で、かゝやかさんことを心がくべし。

我等の先祖には、遠き外國へまでも、名を
かゝやかしたる人すくなからず。

第三十八課



朝鮮小傳他身書 卷之三

豊臣秀吉は、我が國の威光を海外にか
 やかさんことを思ひ、使を明、および朝鮮
 につかはして、その入朝をさとしたるに
 したがはずりしかば、自、肥前の名護屋と
 いふところに行きて、陣をかまへ、浮田秀
 家、加藤清正、小西行長等をつかはし、海を
 わたりて、朝鮮の國に攻め入らしめたり。
 わが軍つよくして、向ふところ、敵するも

のなく、直に、その都をおとし、いれ、全國を
 うちしたが、一たり。明の國にては、これ
 をきき、大におどるきて、兵をいだし、朝鮮
 をたすけられども、わが軍、これをもうら
 やぶりて、直に、明にせめ、入らんとしたれ
 ば、明主は大におそれて、わぼくをねがひ
 たり。

尋常小學修身書卷之三終

尋常小學修身書 卷之三終

明治二十五年	二月十六日	發行	全
二十六年	三月十三日	再發行	全
二十七年	四月十日	再發行	全
二十七年	五月七日	再發行	全
二十七年	六月四日	再發行	全
二十七年	七月二日	再發行	全
二十七年	八月	再發行	全
二十七年	九月	再發行	全
二十七年	十月	再發行	全
二十七年	十一月	再發行	全
二十七年	十二月	再發行	全

表價定書本

尋常修身書用掛圖兩面全十九枚金參圓	全四冊	金四十八錢
尋常修身書字解 全一冊	金十錢	

(尋常小學修身書附)



著者 伯壽東久世 穂積
 發行所 株式會社 國光社
 代表者 西澤乙助
 東京市麻布區本村町百八番地
 東京市京橋區築地二丁目十一番地

明治 34
ッ 6
新川島流